

令和5年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 3月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	山口 裕三	3番	松崎 久範	5番	上野 光正
6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩	会長	坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員
農業委員 1名
2番 松井 正一郎

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第12号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について |
| 第8 | 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたしますします。

[議長]

ただいまから、令和5年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の2番松井正一郎委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番坂元洋子委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日3月28日の1日間とします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、3月の業務報告について、でございます。

1日に、宮崎県農業振興公社と農地売買等事業に伴います、農地買入事前調査会を行っております。

3日から22日まで、「町議会定例会」が開催をされまして、新年度令和5年

度の予算等の審議をいただきました。

7日に、宮崎県農業会議の巡回が行われております。

14日に、「常設審議委員会」が開催されまして、先月の5条の案件、〇〇〇〇の〇〇〇について、審議をいただきました。

22日に、「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長会議」が開催されまして、令和5年度西都児湯市町村農業委員会の総会開催に向け、次年度事業計画などの協議を行っております。

23日に、「高鍋町防災会議」が、開催をされております。

3月の総会関係でございますが、

23日に現地調査を行いまして、本日が、総会となっております。

続きまして、4月の業務計画でございます。

3日に、「辞令交付式」が行われます。

14日に、「常設審議委員会」が開催をされます。

26日になります。「行政事務連絡員会」が開催をされます。

4月の総会関係になりますけども、

20日が現地調査、27日に総会を行うこととしております。

総会終了後に「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしくお願いいたします。

業務報告と計画については、以上です。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。3ページを御覧ください。

1月30日農業委員会総会承認分の農地法第4条の〇〇〇〇さんの植林の件、2月27日付けで許可となっております。

農地法第5条、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの太陽光発電設備の設置の件、3月14日付けで許可となっております。

2月28日農業委員会総会承認分、農地法第5条、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇

さんの太陽光発電施設の設置、3月9日付けで許可となっております。
以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の2件です。
いずれも、本日の議案第16号に関連しております。御確認ください。

5ページをお開きください。

「合意解約届出書について」は御覧の1件です。
本日の議案第16号に関連しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第12号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第12号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年2月20日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番**

畑 1, 797㎡ ほか2筆

2番 令和5年2月27日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 452 m²

3番 令和5年2月28日 貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1, 364 m²

4番 令和5年3月2日 貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 2, 310 m² ほかに4筆

5番 令和5年3月10日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 600 m² ほかに3筆

6番 令和5年3月14日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2, 060 m² ほかに1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出

担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

順番委員 1番 橋口 卓史 推進委員

担当委員 6 番 小嶋 秀樹 推進委員
 順番委員 3 番 橋口 昌央 推進委員

担当委員 2 番 坂本 実 推進委員
 順番委員 5 番 永友 定己 推進委員

担当委員 7 番 坂本 幸 推進委員
 順番委員 8 番 宮越 美秋 推進委員

担当委員 6 番 小嶋 秀樹 推進委員
 順番委員 1 番 橋口 卓史 推進委員

担当委員 2 番 坂本 実 推進委員
 順番委員 3 番 橋口 昌央 推進委員

日程番号５、議案第１３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

[事務局]

議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

申請人 ○○○○

坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明します。〇〇〇〇さんより一般個人住宅敷地としての農地転用の申請です。

23 ページを見てください。現地は〇〇線を東に〇〇を過ぎ、〇〇方向を左折し、〇〇と〇〇の中間の県道沿いにあります。

25 ページを見てください。本件は、農地である申請地を無断で住宅用地としているため、事後申請であり、新規工事や建物設置はないため、土砂などの新たな流出は発生しません。

既存の住宅からの生活排水や汚水は合併浄化槽にて、浄化処理後に接面道路側へ排出、雨水などは自然浸透によるもののほか、余剰分は、接面道路の側溝へ自然流下により排出します。

東側に隣接する住宅との境界には、既設のブロック塀があり、申請地から他者の土地に雨水が流出する懸念はありません。

申請地は、〇〇〇〇さんの土地なのですが、建物は申請者の親族である、〇〇〇〇さんの所有のものであります。

〇〇〇〇さんは現在〇〇に在住していますが、都合により高鍋に転居することとなり、転居先を探していたところ、〇〇〇〇さんより現在誰も住んでいない住宅なので、住んではどうかと提案があり調べたところ、住宅敷地の一部が農地になっていることに気づき、事後ではありますが転用の申請に至り、申請人も住宅所有者も、住宅設置には直接関わっておらず、相続のみでどのような経緯により住宅設置に至ったかについては、本人が亡くなっているため分からない状態です。

引き続き、現状のままで利用を継続する予定であることから、許可申請をお願いしたく、以後は認識を改め、このようなことが無きようにいたしますとの始末書が添付されていました。

一般個人住宅建物は〇〇〇〇さんより、無償で貸与とのことでした。

以上説明終わります。審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、22ページから24ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

25ページは平面図で、住宅と倉庫があり、その住宅の一部が申請地にかかっていることが示されております。

坂元洋子委員より説明がありましたが、住宅は申請者の親族の物で、無償で借りるということと、また、新たな工事もなく、新たな資金の発生は無いとのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページにお戻りください。

この案件から、議案第14号の番号2までは、関連した土地の案件が続きます。町道の拡張に伴う土地の調査で、土地の境界や所有者が明確になり、これまでの利用状況と土地の境界が異なっていたため、農地とそれ以外の土地を利用目的に合わせた形状に分筆し、それぞれ是正をするための申請となっております。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番地* ほか2筆

登記地目 畑、田 現況 宅地 合計面積 3 4 9 m²

申請人 ○○○○

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明します。申請者○○○○さんの農地転用の申請です。

2 7 ページを見てください。現地は○○から東へ 3 0 0 m 行った、○○さんの 2 0 m 先のところです。

本件転用は、農地である申請地を無断で住宅用地として利用しているための事後申請であり、新規工事や建物の設置は無く、土砂流出も発生しません。

3 0 ページを見てください。機材の住宅からの生活排水や汚水は公共下水道へ排出、雨水などは自然浸透によるもののほか、余剰分は接面道路の側溝へ自然流下により排出します。

本件住宅用地の東西に隣接する土地との境界には、既設のブロック塀があり、申請地から他者の土地に雨水が流出する懸念はありません。

土地の代より、長らく現状のように活用しており、相続手続き時には名義変更を依頼しただけで、土地の状況について調査などをしなかったために、住宅敷地に問題点があるとは思わず、現状に至っています。

引き続き、現状のまま利用を継続する予定であることから、申請地を現状のまま許可申請をお願いします。

以後は認識を改め、このようなことが無きようにいたしますとの始末書が添付されていました。

資金については、事後申請につき、新規工事無く、資金調達及び支出なしです。以上、説明終わります。審議をよろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、26ページから29ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

公図が2ページに分かれており、旧土地台帳付属地図のため、縮尺が不明で、方角もずれていると思われ2枚がつかないところがあります。

30ページは配置図です。黄色で着色された土地が農地となっております。

農地3筆ありまして、そのほか宅地、溜池、雑種地の合計6筆が、住宅用地として利用されております。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 80㎡

申請者 ○○○○

転用目的は、露天駐車場です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7 番]

はい。7番、では説明いたします。〇〇さんは今回、駐車場にする申請書でございます。場所は先ほど坂元洋子委員がおっしゃったようにすぐ近くにありまして、32ページを御覧ください。ここは〇〇さんの真ん前にあるのですが、農地とは分からんままに、ずっと使っていたというようなことで、始末書も添付されておりますが、現地は既に盛土もされて、駐車場として使用された形跡がありました。

新たな土砂等の流出も発生いたしませんし、雨水については地下浸透ということであります。大きな雨が降ったときには、35ページ、カラー写真付きのやつが載っておりますが、御覧の通り、道路側に排水が作っておりまして、大雨が降ったときにはそちらに排水が流れるようになっております。

また、申請地は小丸川土地改良区の区域外であり、町として地域内に所属するものでありまして、

駐車場用地には申請地のほか、隣接する土地2筆、****番*、それと公衆用道路というのがここに載っておりますが、これを含めて、96.50㎡が今回の申請でございます。よろしく協議方お願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

申請地は、平成29年9月に死亡した申請者の〇〇から相続したもので、40年程前にはすでにこのような状態であり、農地を利用しているという認識が無く、無断転用をしてしまったということの始末書が添付されております。

本案件については、31ページから34ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

公図は先ほどのものと同じもので、グレーで塗っているところが申請地です。

35ページは平面図です。資料を横にして見ていただき、車の絵があるほう

が申請地です。南側の三角形の土地が次の議案第14号の番号1と関連しております。今回の申請地と公衆用道路、次の案件の農地と含めた計画となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36ページをお開きください。

議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 5.5㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。この案件は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有

権移転でございます。場所は先ほど説明をいたしました場所と全く一緒で、42ページを見てください。先ほど〇〇さんの車が3台止まっているような絵が描いてありますが、それと一般、公衆用道路、これが先ほどの〇〇さんの案件でございます、この申請地として書いてあるところが今回の〇〇〇〇さんの土地がありまして、この土地は、既に使われておりますが、始末書が添付されているわけなのですが、平成3年7月に〇〇が亡くなったことによって、相続をしたものですが、相続したときに具体的な形状や位置を、確認をしたわけじゃなかったため、南西側に突出した本件申請地の部分が自分の土地であるとは思わず、〇〇さんが駐車場の一部として、使っていたみたいなのですね。

今回、分かりましたので、〇〇さんへ所有権移転ということですが、無償で移転をするということでございます。移転をすることによって、生じる付近の土地への家畜等への被害防止施設の概要でも、雨水については自然浸透、大雨のときは先ほどと一緒に前の道路の排水に流すということで、土砂の流出も別にないかなと思います。

今回無断で使っていたことに対して、大変申し訳なかったということで、別途〇〇さんからも始末書いただいております。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、38ページから41ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

42ページは平面図です。先ほどと同じ図面で、南側の三角の土地が申請地として表示されております。

既に砂利敷きが行われ、駐車場として利用されており、今後も現状のまま利用していくため、新たな工事はなく、土地代は無償とのことで資金の発生もありません。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか3筆

登記地目 畑、田 現況 雑種地 合計面積351.59㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明いたします。この案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの宅地分譲のための所有権移転でございます。

場所は先ほどから話しております。〇〇から東へ行って、〇〇さんの先ほどの駐車場の真横でございます。

今回分譲地として申請が上がっておりますが、この土地は譲受人の自己資金によって資金の調達については、自己資金。〇〇〇〇円。土地代購入費が〇〇〇〇円、登記、農地転用申請等に係る費用が〇〇〇〇円ということで、計〇〇〇〇円です。

この土地については、宅地分譲として土地の整備を行うものであり、本件計画では新たな建物等は設置をいたしません。

雨水等については、自然浸透によるもの、ほか余剰分、北側の南側の接面する道路の側溝へ自然流下により、排出等いたします。なお、分譲地に住宅建築の際には生活排水や汚水等は公共下水道へ排出するため、今後、周辺環境に悪影響を与えることはありませんということです。申請地東側及び西側に隣接する土地と境界にはブロック塀が既に設置されておりまして、土砂や雨水の流出する懸念はありませんと、ここも土地改良区域外です。隣接する土地3筆、***番*等、山林を一部挟んでおりますが、公衆用道路、これも含んでおりまして、今回、492.59㎡を分譲地として申請をあげたものでございます。

これも同じく始末書が添付されております。よろしく御協議方お願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

すでにブロックが設置され宅地造成が完了された状態であり追認申請です。

土地境界が明確になったため、譲受人が境界にブロック塀の設置を行った際、現況が雑種地様になっていたため農地ということを失念し、区分けするためのブロック塀まで設置したということです。

また、譲渡人は、農地に関する手続きが必要であると思い至らず、安易に工事の承諾をしたということで、双方から無断転用をしてしまったことに対する始末書が添付されております。

本案件については、43ページから46ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

47ページは平面図です。横にして見ていただき、農地が4筆と、山林、溜池、公衆用道路、東西2区画に分けて分譲地とする計画という図です。

もともと接面道路と同程度の高さで平坦化されており、盛土等の造成は行いません。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37 ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目、現況 畑 4, 350 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、展示場及び駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは、説明をいたします。資料の49 ページを見てください。県道〇〇線の〇〇をずっと上って、〇〇の〇〇を過ぎてしばらく進みますと、資料の49 ページの下に〇〇が見えてくると思います。

そこを右折して、〇〇道の下をくぐって約300 m進みますと、右側に〇〇〇〇があります。

そこが今度の申請地になります。今回は中古車や、農機具の販売に伴って、新たに中古車展示場及び駐車場の土地を求めようとしております。

資料の 51 ページを見ていただくと、今後の使用計画を示した図面がありますが、現状は畑ではなくて、既に転用をして、隣接と同じく既に盛土がしてあって、埋立てが済んでありましたけども、砂利の撤去はしてありました。無許可で転用したことについては、始末書が添付をしてありました。

諸費用につきましては、土地購入費が〇〇〇〇円、側溝の敷設が〇〇〇〇円となっております、総額〇〇〇〇円で全額自己資金となっているようであります。

申請地の雨水は、地下浸透及び側溝へ放流といたします。申請地は現状のまま利用し、側溝を設置する南側が低いことから土砂流出の恐れはありません。

洗面、トイレ等は設置しないため、汚水が出る心配はございません。

埋蔵文化財の発掘の届出については、既に高鍋町の社会教育課と協議済みであります。

それから 48 ページから 52 ページまでが、関係する図面が、添付されておりますので、御覧をいただきたいと思います。

以上、説明を終わりますので、御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第 1 種農地と判断されますが、会社の事業地の拡張のため、不許可の例外に該当し、転用対象となります。

こちらの転用なのですが、令和 4 年 4 月に譲渡人が農業委員会の窓口で転用の相談をした際に、譲受人がすでに車両置き場に使用していたことがわかったため、農業委員会からの指摘で、車両を撤去されましたが、令和 4 年 12 月、隣接の山林に車両を置いた際に申請地まで車両を入れ、砂利も入れていたということです。信頼を損なう行為をして申し訳ございませんという始末書が申請書に添付されております。

本案件についての資料で、48 ページから 50 ページにそれぞれの図に申請

地の位置を示しております。既存の施設は、申請地の南西にあります。

51ページは平面図となっております。中古車展示場や駐車場、回転場として計画をされております。舗装はないということです。

雨水を新設の側溝から北側排水路に排出する計画ですが、その北側排水路への雨水の排出については、町建設管理課と協議済みです。

資金については、金融機関の残高証明書が添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページにお戻りください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 宅地 2,000㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、鶏舎用地です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

1 番、山口説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇の所有権の移転です。〇〇〇〇さんが所有している〇〇を〇〇〇〇に譲るということで、話が進んでおります。それで、場所は54ページをお開きください。

場所は〇〇、もっと分かりやすく言うと、ちょっとずれたのですが、〇〇の〇〇があるのですが、真っ直ぐ行って、左に曲がって、ずっと行って山の中、〇〇のすぐ近くです。

それでこれは、畑の地目だったのですが、〇〇〇〇さんはそれを知らずに、59ページをお開きください。59ページを見ますと、これちょっとした倉庫を建てられたのですが、それが農地の方にはみ出して建っているのですよ。****番*は、これは畑の地目になっているのですが、〇〇〇〇さんそれ御存知無くて、それで倉庫と消毒槽、小さい消毒槽19.8㎡なのですが、これを設置されております。

それで今回後継者もないということで、売却をしようと思って、地目とかを見たら、こういう農地にかかっていたということで、始末書が添付されております。

今後の後継者の不在から経営規模縮小のため、申請地にかかる土地や施設等の売買を進めていましたところ、無断転用の状態であることを知るに至りましたと、以後、このような違法行為がないように農地法を遵守いたしますので、今回の申請については受理くださいますようお願いいたしますという始末書がついております。

それで、土地建物代〇〇〇〇円ということで、ちなみにこちらに養鶏場があるのですが、これは相当昔に建てられたらしくて、下がコンクリート張りになって無かった、それでどうなっているのですかと聞いたら、全部取るのではなくて、20cmくらい残して退去を出すのだということでした。

それと鶏が今入っているのが、約30,000羽近くだそうです。それで、2年おきくらいに更新していくということです。

説明は以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、第1種農地ですが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に該当し転用対象です。

譲受人が平成24年に土地と鶏舎を取得し、その後に、その農地に集卵場や消毒槽、あと駐車場として使用していたということで、農地と知らずに使用してしまったことや、今後は農地法を守りますという始末書が申請書に添付されております。

本案件については、53ページから55ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

56ページと57ページは申請地の隣接地の公図です。56ページは、申請地の西側、南側です。57ページは、申請地の東側の公図です。

58ページは、配置図に排水処理計画が記載されています。鶏舎の雨水は、U字側溝を経て東側山林へ放流させます。東側山林の所有者の同意は得ているということです。

また、鶏舎内の排水については、山口委員がおっしゃったのですが、鶏舎の外壁の下部がコンクリート造りとなっており、施設外には漏れないようにして、水分は地下浸透で処理をしているとのことでした。

鶏舎以外の雨水は地下浸透させ、余剰分は山林へ放流させる計画です。申請地は、周辺より低く、土砂流出の懸念はありません。集卵場内のトイレは汲み取りで処理をします。

59ページ60ページは、建物等の面積を示した図です。また、申請地は過去の土地改良事業の換地処分を受けた土地で、原則転用不可ですが、農業用施設のため、転用対象です。なお、一ツ瀬川土地改良区へ意見書を求め「地区外につき、意見はありません」という意見書が添付されています。

資金についても、全額自己資金で賄うということで、残高証明書が添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37 ページにお戻りください。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇45 番7

登記地目、現況 畑 380 m²

使用貸借権の設定です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸借です。

場所は62 ページを見てください。〇〇の向こうの〇〇のところを真っ直ぐ行って、水除のほうに左の方向に入ったところです。ちょっと複雑で入り込んでいますが、62 ページを見ていただけると、分かると思いますが、甲斐さんは隣の隣くらい、その人の土地です。それで実家は〇〇さんというところだそうです。

家を建設される〇〇〇〇さんは〇〇県にお住まいなのですが、この度両親の介護のために帰郷いたしまして、住宅を建築してそこに住まわれるということです。〇〇〇〇さんは姪に当たるということで、総事業費は〇〇〇〇円となっております。それで、使用貸借に関しての資金は発生しないと、無償ということです。それと、通帳は既に確認済みで資金に関しては、向こうにある不動産売買して、残高は賄うということを伺っております。

説明は以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、61ページから63ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

64ページは住宅の平面図です。排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流をします。浄化槽の放流について町建設管理課・上下水道課と協議済です。

65ページは外構の図面に雨水の処理について記載したものです。雨水については地下浸透及び道路側溝へ放流します。ブロック塀や砂利を敷き、土砂の流出を防止します。

費用については、自己資金と現在住んでいる住宅の売買金で、建設費等を賄うとのことで、通帳の写し及び不動産売買契約書の写しが添付され、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。66ページをお開きください。

議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 宅地 198㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、貸店舗用地です。

許可申請書承認の際に、担当した幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明いたします。許可申請の取り下げでございまして、この案件は、昨年の9月の総会で承認いただきました。農地の隣に宅地及び住宅が建っている建物を取得し、一体化して貸店舗としたいという申請で、承認を取ったわけなのですが、申請地は現在、駐車場であったため、追認申請でもあったということでございます。

今回、取下げ理由といたしましては、隣接地である****番*の土地及び建物も含めて、駐車場として利用して、購入予定と事業計画を立て申請をしておりましたが、隣接地の土地、建物、売買契約が解約になったため、取得することができなくなり、この事業を断念したということで、取下げ内容でございます。

場所は〇〇の国道10号線を挟んで東側、〇〇ってあったと思うのですが、そこでございます。今回は取下げで上がっておりますが、いたし方ないことかなと思います。よろしく御審議お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。この案件は令和4年9月の総会で承認をされ、10月6日に許可をされていた案件です。

幸妻委員の説明のとおり、当該地を取得することができなくなったということで、許可処分の取り消しは妥当と考えます。なお、許可書の返戻も受けております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間、休憩いたします。3時10分から始めたいと思います。

(暫時休憩)

それでは、引き続き始めたいと思います。よろしいでしょうか。

日程番号8、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。67ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか3筆 1,700㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの無償での所有権移転です。

申請地は 4 筆ありますけども、上から順に説明していきたいと思います。竹鳩の 4 3 6 6 番は、県道沿いにある○○跡地から西に直線で 5 0 m ほど行くと、○○○○さんの元家、もう今空き家にはなっているのですけどもございます。

すぐその南側に****番がございます。現状は植代がかいてありました。

今日の朝、田植え機がありましたので、たぶん植えたと思います。

それから、○○****番*は、その空き家からすぐ北側に****番*はございます。ここも植代がかいてありました。今日中にはコシヒカリが植わっていると思います。

その次、○○の****番*なのですけども、今説明したところのすぐ手前の横にあるのですけども、空き家と連なっていて、畑てなっていますが、現状はそこを通り道みたいな感じで、使っているようでございます。だから植えるような予定はございません。

また、○○の****番*は、○○から県道を南へ 5 0 m ほど行くと、農道の交差点がございまして、それを西にこれも 5 0 m ほど行くと、左側に申請地はございます。ここはもともと耕作していたのが○○さんでございまして、そこにハウスが建っておりました。昨年に解体して、撤去されてはいますけども、まだ残骸等が残っておるので、今日の承認がいただけた後に○○○○さんと○○さんとの中で話し合いを決めてもらって、撤去作業をしてもらうのではないかと考えております。

○○○○さんはハウスでミニトマト、早期水稻などを栽培されております。

また、精米所も経営する若手の認定農業者でございます。

対価は先ほど言いました無償で、お金は発生しておりません。〇〇〇〇さんがもう処分をしたいということで、長く耕作をしていた〇〇〇〇さんに贈与という形で差し上げたいということだそうでした。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番から 20 番まで、20 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。68 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 2, 931 m²

利用権を設定する者 鈴木 文夫

利用権の設定を受ける者 岩切 法昭

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新

規の設定です。〇〇〇〇さんは認定農業者で、白菜、キャベツ、早期水稻などを栽培されております。

申請地は、〇〇から北へ200mほど行って右折します。そして東へ150m行った左側の農地で、2,931㎡で、現地を確認したところ、水田でロータリーが掛けておりました。

期間は5年間で、金額は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 2,047㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。〇〇〇〇さんは、きゅうり、早期水稻などを栽培されております。

申請地は10号線〇〇前の〇〇のところを東へ右折しまして、100mほど行った左側の農地で、現地を確認したところ、2,047㎡の水田でした。

期間は5年間で、金額は粳で〇〇kgということです。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 1, 683 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。申請地は大字〇〇字〇〇****番*から****番*までの4筆は〇〇から東へ100m行ったところの農地です。先ほどあっせん事業の5番の農地で、面積は4筆で1, 683 m²です。

今年の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは幅広く早期水稻や野菜を栽培されています。現地を確認したところ、4筆が1枚に整地され、きれいに代かきがされていた状態でした。

なお、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円で、契約期間は1年間だそうです。以上です。

[議長]

次の4番から20番まで、17件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。69ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか2筆 2,731㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地は字、〇〇の****番*は、〇〇から北へ150mの1,032㎡の農地で、次の****番*は、前のこの農地から更に東へ150m行ったところの644㎡の農地、最後の〇〇字〇〇****番は、〇〇前を東へ150m行ったところの1,055㎡の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。皆さんも御存知のとおり推進委員をされております。早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、昨年の稲が刈り取りされただけの状態でした。

賃借料は10a当たり粃で〇〇kgで、契約期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 580㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地は大字〇〇字〇〇****番*、面積が 5 8 0 m²の農地です。場所は〇〇のすぐ西側の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんで、町内で早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、代かきがきれいにされた状態でした。

賃借料は 1 0 a 当たり粃で〇〇kgで、契約期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか 1 筆 5, 7 7 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、〇〇から北西へ県道を150m行った、交差点左側の3,782㎡の農地です。次の〇〇****番*は、県道〇〇線の〇〇前を左折し、町道を250m南下して左へ30mの2枚目の農地、1,990㎡の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは皆さんも御存知のとおり〇〇地区の水利組合長をされておりまして、近年、水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借量は10a当たり粃で〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

利用権の設定する者が、〇〇さんではなく〇〇さんです。

[7番]

失礼しました。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。70ページをお開きください。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,869㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使って農業公社へ

の新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、〇〇東側の県道〇〇線のすぐ右側の3, 869 m²の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの経歴は先ほども説明したので省きます。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

貸借料は10a当たり〇〇〇〇円で、契約期間は10年間だそうです。

以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3, 518 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、県道〇〇線脇の〇〇の〇〇を左折し、町道を西へ〇〇方面に300m行ったところの右側の3, 518 m²の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。経歴は省きます。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

貸借料は10a当たり粳〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字上江字鍋田 3 0 7 2 番 1 田 3, 0 2 3 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使つての農業公社への新規の利用権設定です。

申請の大字○○字○○****番*は、○○の北 2 0 0 m にあります。○○のすぐ西側にあります。3, 0 2 3 m²の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の○○○○さんです。経歴は省きます。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は 1 0 a 当たり玄米○○kgで、契約期間は 1 0 年間だそうです。以上です。

[議長]

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 1 ページをお開きください。

1 0 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 1, 2 0 3 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、〇〇東側の県道〇〇線から右側へ 60m 行った 3 番目の農地で、面積は 1, 203 m²です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は、10a 当たり粃〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 687 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*、県道〇〇線の右側の〇〇から北西に 60m を左折し、町道を 120m ほど行ったところの左の〇〇のすぐ西側の 1,

687 m²の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は10a当たり粃で〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,383 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、県道〇〇線右側の〇〇の手前を右折し、東へ町道を150m行ったところの右側の農地で、面積が3,383 m²です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、これも同じくきれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は10a当たり粃〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。72ページをお開きください。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 2,912㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*と****番2は、県道〇〇線右の〇〇から北西へ先ほどと一緒に60m行つたところを左折し、町道を西へ120m行つた、〇〇前を右折して、北西に60m行つた左側の100㎡と2,812㎡の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、2筆が1枚に整地され、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は10a当たり粃〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 1,402㎡

利用権を設定する者 ○○○○
担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字○○字○○****番*と****番*は、先ほどの 1 3 番目の農地の 2 筆の北側の 4 7 1 m²と 9 3 1 m²の 2 筆の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の○○○○さんです。

現地を確認したところ、2 筆が 1 枚に整地され、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は 1 0 a 当たり 100 kg で、契約期間は 1 0 年間だそうです。以上です。

[議長]

1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 5 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 6 8 0 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使つての県農

業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、先ほどの13番目と14番目の間の680㎡の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、きれいに代かきがされた状態でした。

賃借料は10a当たり粍〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。73ページをお開きください。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか4筆 12,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。これまでの農地中間管理事業を活用した契約をしていましたが、貸借条件が変更になったため、いったん合意解約した後、新たな条件で貸借契約を行うものです。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、〇〇、〇〇等を栽培されております。

申請地は〇〇から北に700m先の十字路を左折して、約100m先の左側になります。農地は5筆ですが、一部畦がありますが、1枚で耕運はされておりました。

契約期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 15,589㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。〇〇〇〇さんが離農されたため、新たに〇〇〇〇さんに貸渡しするものです。

〇〇〇〇さんは〇〇町で酪農をされております。

申請地は〇〇地区の〇〇手前を右折して、約50m先を左折し、道なりに250mほど行った左側になります。農地は牧草が作付けされてありました。

契約期間は10年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。74ページをお開きください。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 1,592㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

これまで農業委員会を通した契約ではなかったのですが、今回からされるということで、〇〇〇〇さんは早期水稻、甘藷などを生産されております。

申請地は〇〇から西に約 10 m 先を左折して、〇〇方面に約 300 m 先の T 字路を右折して、約 100 m 先の左側になります。

農地は 2 筆ですが、1 枚で代かきがされてありました。

契約期間は 10 年間で、10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

19 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

19 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 382 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。〇〇〇〇さんは先ほど説明しましたので省かせていただきます。

申請地は〇〇から〇〇方面西に、約 100 m 先の大きな右カーブのところを

右折して、道なりに300mほど行ったところになります。農地は代かきがされてありました。

契約期間は10年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,965m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員6番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。坂本さんについては省かせていただきます。

申請地は〇〇から西に約10m先を左折して、〇〇方面に約500m先の十字路を右折して、200mほど行った先の右側になります。ここも農地の代かきがされてありました。

契約期間は10年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から20番まで、20件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 2 0 番まで、2 0 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番から 2 0 番まで、2 0 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和 5 年第 3 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 1 5 時 3 3 分)